

日医発第754号(保139)

平成18年10月17日

都道府県医師会長殿

日本医師会長

唐澤祥人

公害健康被害の補償等に関する法律施行規則の一部改正等について

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）の施行に伴い、「公害健康被害の補償等に関する法律(以下「公健法」という。)施行規則の一部を改正する省令(平成18年環境省令第29号)」及び「公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法」の一部が改正され、それぞれ平成18年10月1日から施行されました。これらの改正内容は下記のとおりであります。公健法において療養病床に入院する者の入院中の食事の提供に関しては、健康保険法等に規定する生活療養の対象者であっても健保の食事療養の例により算定しますので、文言の変更のみで実質的に内容の変更はなく従前どおりであります。（生活療養ではなく食事療養）

つきましては、今回の改正内容について貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

記

【公害健康被害の補償等に関する法律施行規則の一部改正】

1. 健保法で平成18年10月1日より特定承認保険医療機関が廃止されたことに伴い、公害医療機関として環境省令で定めるものから特定承認保険医療機関を削除した。（特定承認保険医療機関⇒保険医療機関）

【公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法の一部改正】

2. 入院中の食事療養に係る診療報酬の額の算定は、入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第99号)別表食事療養及び生活療養の費用額算定表の第一食事療養の例により算定した額に1.2を乗じて行う。

【入院中の食事療養に係る診療報酬の額の算定】

3. 公健法の認定患者が療養病床に入院する場合にあっては、70歳以上であるか否かにかかわらず、従前どおり、健保の食事療養の例により算定した額に1.2を乗じた額を食事療養に係る診療報酬額とする。

『参考：食事療養の例』（生活療養ではなく食事療養）

入院時食事療養に係る食事療養及び入院時生活療養費
に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準

別表 食事療養及び生活療養の費用額算定表

第一 食事療養

1	入院時食事療養（Ⅰ）	6 4 0 円（1食につき）
2	入院時食事療養（Ⅱ）	5 0 6 円（1食につき）

【入院料の算定】

4. 公健法の認定患者が療養病床に入院する場合の入院料の算定は、70歳以上であるか否かにかかわらず、従前どおり、一般病棟入院基本料により算定する。

【「公害医療機関の診療報酬の請求について」の一部改正】

5. 公害診療報酬請求書及び公害診療報酬明細書に関する事項については、上記の改正に伴い、記載要領のⅠの第2の2(14)食事欄の文言整理が行われた。

(添付資料)

1. 官報（平18.9.29第4433号）

- ・公害健康被害の補償等に関する法律施行規則及び環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境省令第29号）
- ・公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法の一部を改正する告示（環境省告示第133号）

2. 公害健康被害の補償等に関する法律施行規則の一部改正等について

（平18.9.29環企発第060929001号環境省総合環境政策局環境保健部企画課保健業務室長）

3. 「公害医療機関の診療報酬の請求について」の一部改正について
(平18.9.29環企発第060929002号環境省総合環境政策局環境保健部企画課保健業務室長)

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

- 航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令（総務一三三）
- 刑事確定訴訟記録法施行規則の一部を改正する省令（法務七五）
- 証人等の被害についての給付に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同七六）
- 私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令（文部科学三八）
- 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第三十三条の規定により地方農政局長に委任する権限を定める省令（農林水産八〇）
- 一般高圧ガス保安規則等の一部を改正する省令（経済産業八九）
- 経済産業省組織規則の一部を改正する省令（同九〇）
- 鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令（同九一）
- 鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の一部を改正する省令（同九二）
- 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業・環境九）

〔規 則〕

- 振動規制法施行規則の一部を改正する省令（環境二八）
- 公害健康被害の補償等に関する法律施行規則及び環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同二九）
- 環境省組織規則の一部を改正する省令（同三〇）
- 地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令（同三一）
- 警察表彰規則の一部を改正する規則（国家公安委二六）

〔告 示〕

- 天皇皇后両陛下は第二十六回全国豊かな海づくり大会に御臨席になる件（宮内庁九）
- 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第三条第二項各号に掲げる施設について、それぞれ音響の強度及びひん度を定めた件の一部を改正する件（防衛施設庁八）
- 社債等登録機関を指定する件（金融庁・法務一三三）
- 社債等の振替に関する法律第四十四条第一項第十五号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件（金融庁・法務・財務一三二）
- 共同募金会が募集する寄附金を寄附金控除額の控除の対象となる寄附金として承認する件（総務五一〇）
- 航空機燃料譲与税法第一条第二項の市町村を指定する件の一部を改正する件（同五一一）
- 特別とん譲与税法第一条第一項の市町村を指定する等の件の一部を改正する件（同五二二）
- 特別とん譲与税法施行規則第二条の規定による平成十八年度分の特別とん譲与税の額の算定に用いる開港所在市町村ごとの率を定める件（同五二三）
- 除籍が滅失した件（法務四四九）
- 関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成十八年度の初日から平成十八年八月三十一日までの輸入数量を告示（財務三六七）
- 平成十八年度の初日から平成十八年八月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を告示（同三六八）
- 平成十八年度の初日から平成十八年八月三十一日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を告示（同三六九）
- 関税暫定措置法別表第一の六第二項に係る物品についての平成十八年度における輸入数量を基準とする特別緊急関税の発動日を定める件（同三七〇）
- 認定特定非営利活動法人を公示する件の一部を改正する件（国税庁二二、二四）
- 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の規定に基づき、身体障害者療護施設に準じる施設を定める件の一部を改正する件（文部科学一三八）
- 中小企業退職金共済法第二条第四項に規定する業種を指定する等の件の一部を改正する件（厚生労働五二二）
- 船員保険法第三十三条ノ十六ノ四第一項の規定に基づき社会保険庁長官の指定する教育訓練の一部を改正する件（社会保険庁三二）

- 国民年金の年金受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として社会保険庁長官が指定する日を定める件（同三三）
- 厚生年金保険の年金受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として社会保険庁長官が指定する日を定める件（同三四）
- 船員保険の年金受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として社会保険庁長官が指定する日を定める件（同三五）
- 厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる給付の受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として社会保険庁長官が指定する日を定める件（同三六）
- 租税特別措置法施行令第十七条第二項第四号及び第三十九条の二十六第二項第四号の規定に基づき、農林水産大臣が認定する市場として認定した件の一部を改正する件（農林水産一三三）
- 鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令に基づき鉱業上使用する工作物等の保安距離等を制定する件の一部を改正する件（経済産業二九五）
- 中小企業信用保険法第二条第三項第五号の規定に基づき業種を指定する件（同二九六）
- 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準等の一部を改正する件（環境一三二）
- 公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法の一部を改正する告示（同一三三）

（以下次のページへ続く）

八十一	機械器具小売業
八十九	酒小売業
七十九	靴・履物小売業
七十八	手引のこぎり・のこ刃卸売業
七十七	利器工器具・手道具卸売業
七十六	陶磁器卸売業
七十五	酒類卸売業
七十四	履物卸売業（靴を除く。）
七十三	靴卸売業
七十二	内陸水運業
七十一	沿海旅客海運業
七十	特定貨物自動車運送業
六十九	一般貨物自動車運送業
六十八	一般貸切旅客自動車運送業
六十七	一般乗用旅客自動車運送業
六十六	一般乗合旅客自動車運送業
六十五	漆器製造業（卸売業を含む。）
六十四	鉛筆製造業
六十三	万年筆・シャープペンシル・ペン先製造業
六十二	野球用・ソフトボール用グローブ・ミント製造業
六十一	ベトナム製小売業
六十	ベトナム製品卸売業
五十九	ベトナム製品製造業
五十八	眼鏡製造業（枠を含む）・同部分品製造業（中間加工業を含む）
五十七	自転車・同部分品製造業
五十六	木材加工機械製造業
五十五	船舶（総トン数が一万トン以上のものを除く。）の製造・修理業
五十四	陶磁器製造業（絵付業を含む。）
五十三	ほうろろ鉄器製造業
五十二	陶磁器製造業（絵付業を含む。）
五十一	粘土かわら製造業
五十	その他のガラス・同製品製造業
四十九	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業
四十八	理化学用・医療用ガラス器具製造業
四十七	ガラス容器製造業
四十六	ガラス製加工素材製造業
四十五	ガラス製加工素材製造業
四十四	毛皮製造業
四十三	服装用革ベルト製造業
四十二	袋物製造業
四十一	革製手袋製造業
四十	革製履物製造業

八十二 西洋料理店（ Grill に限る。）
 八十三 その他の食堂、レストラン（焼肉店に限る。）
 八十四 その他の一般飲食店（ハンバーガー店に限る。）
 八十五 旅館、ホテル
 八十六 自動車分解整備業

2 推定期間
 市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間は、平成十八年十月一日から平成十八年十二月三十一日までとする。

○環境省告示第百三十三号
 降香者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）の一部の施行に伴い、並びに騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第四条第一項及び第十五条第一項並びに振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第四条第一項の規定に基づき、特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準（昭和四十三年十一月通商産業省、運輸省、告示第一号）等の一部を次のように改正し、平成十八年十月一日から施行する。

平成十八年九月二十九日 環境大臣 若林 正俊

次に掲げる告示の規定中「児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条」を「児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項」に改める。

一 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準
 二 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和四十三年十一月建設省告示第一号）
 三 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準（昭和五十一年十一月環境庁告示第九十号）

○環境省告示第百三十三号
 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第二十一条の規定に基づき、公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法（平成四年五月環境庁告示第四十号）の一部を次のように改正し、平成十八年十月一日から適用する。ただし、同日前行われた療養に係る診療報酬の請求及び療養の支給の請求については、なお従前の例による。

平成十八年九月二十九日 環境大臣 若林 正俊

別表の第二号中「入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成十八年三月厚生労働省告示第99号）別表食事療養の費用額算定表」を「入院時食事療養費に係る食事療養費及び入院時出生医療費に係る出生医療の費用の額の算定に関する基準（平成十八年三月厚生労働省告示第99号）別表食事療養費及び出生医療の費用額算定の第一号（食事療養）」に改める。

開会式
 第六十五回国会の開会式は、九月二十八日天皇陛下の御臨席のもとに参議院議場において行われた。

衆議院議長は、次の式辞を述べた。
 天皇陛下の御臨席をいただき、第六十五回国会の開会式を行うにあたり、衆議院及び参議院を代表して、式辞を申し上げます。
 今日、わが国をめぐる内外の諸情勢はまことにきびしく、緊急に解決すべき幾多の重要問題がありまわれば、この際、決意を新たに、すみやかに適切な施策を講じ、もって国民生活の安定向上につとめるとともに、世界平和の確立に一層大きな役割を果たしていかなければなりません。

（この開会式にあたり、われわれに課せられた重大な使命にかんがみ、日本国憲法の精神に行し、もって国民の信託にこたえようとするものであります。）

次に、天皇陛下から次の おことばを賜った。
 本日、第六十五回国会の開会式に臨み、全国民を代表する皆さんと一堂に会することは、私の深く喜びとするところであります。

この内、国会が、国権の最高機関として、当面する内外の諸問題に対処するに当たり、その使命を十分に果たし、国民の信託にこたえることを切に希望します。

九月二十七日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

外務省専門調査員による秘密公電のソ連国家保安委員会（KGB）への流出に関する質問主意書（鈴木宗男提出）
 危機管理に関する質問主意書（鈴木宗男提出）
 サハリン大陸棚開発をめぐるプーチン・ロシア大統領の発言に関する質問主意書（鈴木宗男提出）

外務省が保管するワインに関する質問主意書（鈴木宗男提出）

議事日程
 九月二十八日の議事日程は次のとおり。
 議事日程 第二号
 平成十八年九月二十八日（木曜日）
 正午開議
 第一 常任委員長の選挙

訂正
 十七年十一月七日付国会事項議案院の部、訂正の項二行中「宮路和明外三名」を「宮路和明外二名」に、十八年二月二十四日付同欄同部、議案提出の項五行中「保岡興治外七名」を「保岡興治外六名」に、同年四月十四日付同欄同部、同項三行及び四行中「山本拓外三名」を「加藤勝信外二名」に、同年五月十八日付同欄同部、同項四行中「石破茂外六名」を「石破茂外五名」に、同年九月二十八日付同欄同部、訂正の項五行中「中山成彬外八名」を「中山成彬外六名」に、それぞれ十八年九月二十七日訂正する。

参議院
 議事日程
 九月二十八日の議事日程は次のとおり。
 議事日程 第二号
 平成十八年九月二十八日（木曜日）
 午前十時開議
 第一 常任委員長の選挙
 質問主意書提出
 九月二十七日議員から次の質問主意書が提出された。
 安倍内閣総理大臣の歴史認識に関する質問主意書（喜納昌吉提出）（第一号）
 第二次世界大戦についての歴史認識及び戦争責任に関する質問主意書（福島みずほ提出）（第二号）

衆議院
 常任委員長辞任
 九月二十七日議長において、次の各常任委員長を辞任を許可した。
 外務委員長 原田 義昭
 経済産業委員長 石田 祝稔
 環境委員長 木村 隆秀

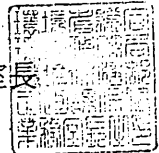


環 保 企 発 第 060929001 号

平 成 1 8 年 9 月 2 9 日

公害健康被害の補償等に関する法律
主管部（局）御中

環境省総合環境政策局
環境保健部企画課保健業務室長



公害健康被害の補償等に関する法律施行規則の一部改正等について

平成18年9月29日、公害健康被害の補償等に関する施行規則の一部を改正する省令（平成18年環境省令第29号）が公布され、公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法の一部を改正する件（平成18年環境省告示第133号）が告示され、それぞれ平成18年10月1日から施行され、又は適用されることとなった。

これらの改正の内容等は下記のとおりであるので、その実施に遺憾なきを期すとともに、関係方面への周知方について格段のご配慮を願いたく通知する。

記

1. 改正の内容

(1) 公害健康被害の補償等に関する法律施行規則の一部改正

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号。以下「改正健康保険法」という。）の施行により、平成18年10月1日より特定承認保険医療機関が廃止されることに伴い、公害医療機関として環境省令で定めるものから特定承認保険医療機関を削除したこと（第17条の2関係）。

(2) 公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法の一部改正

入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（平成18年厚生労働省告示第485号）が告示され、平成18年10月1日から適用されることに伴い、入院中の食事療養に係る診療報酬の額の算定は、入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）別表食事療養及び生活療養の費用額算定表の第一食事療養の例により算定した額に1.2を乗じて行うものとしたこと。

2. 運用上の留意点

(1) 入院中の食事療養に係る診療報酬の額の算定について

改正健康保険法の施行により、療養病床に入院する70歳以上の者の生活療養（食

事並びに温度、照明及び給水に関する適切な療養環境の形成である療養をいう。)に要した費用については、保険給付として入院時生活療養費が支給されることとなったが、公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号。以下「公健法」という。)の被認定者が公健法の認定に係る指定疾病(以下「認定疾病」という。)が主たる原因で療養病床に入院する場合にあっては、当該被認定者が70歳以上であるか否かにかかわらず、従前どおり、食事療養の例により算定した額に1.2を乗じた額を食事療養に係る診療報酬額とすること。

なお、公健法の被認定者が認定疾病以外の疾病が主たる原因で入院する場合にあっては、従前どおり、食事療養に係る診療報酬については療養の給付として算定できないものであること。

(2) 入院料の算定について

公健法の被認定者が認定疾病が主たる原因で療養病床に入院する場合の入院料の算定については、当該被認定者が70歳以上であるか否かにかかわらず、従前どおり、一般病棟入院基本料により算定すること。

なお、公健法の被認定者が認定疾病以外の疾病が主たる原因で入院する場合にあっては、従前どおり、入院料については療養の給付として算定できないものであること。

改 正 案	現 行
<p>（環境省令で定める病院若しくは診療所又は薬局） 第十七条の二 法第二十条第三号に規定する環境省令で定める病院若しくは診療所（これらに準ずるものを含む。）又は薬局は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇三 （略）</p>	<p>（環境省令で定める病院若しくは診療所又は薬局） 第十七条の二 法第二十条第三号に規定する環境省令で定める病院若しくは診療所（これらに準ずるものを含む。）又は薬局は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十六条第一項第一号に規定する特定承認保険医療機関</p> <p>二〇四 （略）</p>

○公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法（平成四年五月環境庁告示第四〇号）

（傍線の部分は改正部分）

改 出 紙	賦 行
<p>別表</p> <p>第1章 公害疾患特掲診療費 第1 診察料（略）</p> <p>第2 入院料（略）</p> <p>第2章 入院中の食事療養に係る診療報酬 入院中の食事療養に係る診療報酬の額の算定は、<u>入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年3月厚生労働省告示第99号）別表食事療養及び生活療養の費用額算定表の第一食事療養の例により算定した額に1.2を乗じて行うものとする。</u></p> <p>第3章 その他の診療報酬（略）</p>	<p>別表</p> <p>第1章 公害疾患特掲診療費 第1 診察料（略）</p> <p>第2 入院料（略）</p> <p>第2章 入院中の食事療養に係る診療報酬 入院中の食事療養に係る診療報酬の額の算定は、<u>入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年3月厚生労働省告示第99号）別表食事療養の費用額算定表の例により算定した額に1.2を乗じて行うものとする。</u></p> <p>第3章 その他の診療報酬（略）</p>



環企発第060929002号

平成18年9月29日

関係 (県知事) 殿
(市・区長)

環境省総合環境政策局
環境保健部企画課保健業務室



「公害医療機関の診療報酬の請求について」の一部改正について

公害健康被害の補償等に関する法律に規定する公害医療機関の診療報酬の請求については、平成9年3月31日環企第166号本職通知「公害医療機関の診療報酬の請求について」により取り扱われているところであるが、今般、「公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（平成18年環境省告示第133号）が平成18年9月29日に告示され、平成18年10月1日より適用されることに伴い、本職通知の一部を下記のとおり改正し、本年10月診療分から適用することとしたので、関係者への周知を図るとともに、適正な運用に努められたい。

記

記のIの第2の2の(14)の「入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年3月厚生労働省告示第99号）別表食事療養の費用額算定表（以下「食事算定表」という。）」を「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年3月厚生労働省告示第99号）別表食事療養及び生活療養の費用額算定表の第一食事療養（以下「食事算定表」という。）」に改めること。

改正後	現行
<p>I 公害診療報酬請求書及び公害診療報酬明細書に関する事項</p> <p>病院又は診療所である公害医療機関の診療報酬の請求については、公害診療報酬請求書に公害診療報酬明細書を添えて行うものであること。</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 公害診療報酬明細書（様式第二号）については、次により取り扱われたいこと。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 公害診療報酬明細書（入院）の記載上の注意事項は次のとおりであること。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>(14) 「㊟ 食事」欄について 「基準」の「 円× 回」の項には、<u>入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年3月厚生労働省告示第99号）別表食事療養及び生活療養の費用額算定表の第一食事療養（以下「食事算定表」という。）の食事療養に係る1食当たりの所定金額及び食事療養を行った回数を記載し、それらに乗じて得られる額を右側の「 円」の項に記載すること。</u></p>	<p>I 公害診療報酬請求書及び公害診療報酬明細書に関する事項</p> <p>病院又は診療所である公害医療機関の診療報酬の請求については、公害診療報酬請求書に公害診療報酬明細書を添えて行うものであること。</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 公害診療報酬明細書（様式第二号）については、次により取り扱われたいこと。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 公害診療報酬明細書（入院）の記載上の注意事項は次のとおりであること。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>(14) 「㊟ 食事」欄について 「基準」の「 円× 回」の項には、<u>入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年3月厚生労働省告示第99号）別表食事療養の費用額算定表（以下「食事算定表」という。）の食事療養に係る1食当たりの所定金額及び食事療養を行った回数を記載し、それらに乗じて得られる額を右側の「 円」の項に記載すること。</u></p>

なお、特別食加算を算定した場合には、「特別」の「 円× 回」の項に、食事算定表の1食当たりの所定金額及び特別食を行った回数を記載し、食堂加算を算定した場合には、「食堂」の「 円× 日間」の項に、食事算定表の1日当たりの所定金額及び日数を記載し、それぞれについて、それらを乗じて得られる額を右側の「 円」の項に記載すること。

「③」欄は、食事療養に係る金額の合計を記載すること。

なお、食事療養に係る金額の合計に1.2を乗じた金額は「⑥」欄に記載するので注意すること。

(15) ~ (16) (略)

3 (略)

II (略)

III (略)

なお、特別食加算を算定した場合には、「特別」の「 円× 回」の項に、食事算定表の1食当たりの所定金額及び特別食を行った回数を記載し、食堂加算を算定した場合には、「食堂」の「 円× 日間」の項に、食事算定表の1日当たりの所定金額及び日数を記載し、それぞれについて、それらを乗じて得られる額を右側の「 円」の項に記載すること。

「③」欄は、食事療養に係る金額の合計を記載すること。

なお、食事療養に係る金額の合計に1.2を乗じた金額は「⑥」欄に記載するので注意すること。

(15) ~ (16) (略)

3 (略)

II (略)

III (略)

I 公害診療報酬請求書及び公害診療報酬明細書に関する事項

病院又は診療所である公害医療機関の診療報酬の請求については、公害診療報酬請求書に公害診療報酬明細書を添えて行うものであること。

第1 公害診療報酬請求書（様式第一号）については、次により取り扱われたいこと。

- (1) 「平成 年 月分」欄について
診療の行われた年月を記載すること。
- (2) 「件数」欄について
公害診療報酬明細書の件数の合計を記載すること。
- (3) 「金額」欄について
入院分については様式第二号(一)の「合計」欄の「⑦」欄の、入院外分については様式第二号(二)の「合計」欄の「⑤」欄の請求金額の合計を記載すること。
- (4) 「平成 年 月 日」欄について
公害診療報酬請求書を提出する年月日を記載すること。
- (5) 「医療機関コード」欄について
診療報酬請求書等の記載要領等について(昭和51年8月7日付け保険発第82号。以下「厚生労働省記載要領通知」という。)別添2第4によりそれぞれの医療機関について定められた医療機関コード7桁を記載すること。
- (6) 「公害医療機関の所在地 名称」欄について
公害医療機関である病院又は診療所の所在地及び名称を記載すること。
- (7) 「開設者の氏名又は名称」欄について
開設者の氏名又は名称を記載すること。
- (8) 「都道府県知事(市長)殿」欄について
自治体名を次の例にならい記載すること。
(例) ○○県知事殿、○○市長殿、○○区長殿

第2 公害診療報酬明細書（様式第二号）については、次により取り扱われたいこと。

- 1 入院及び入院外はそれぞれ別個の公害診療報酬明細書を使用すること。
- 2 公害診療報酬明細書（入院）の記載上の注意事項は次のとおりであること。
 - (1) 「平成 年 月分」欄について
診療の行われた年月を記載すること。
 - (2) 「公害医療手帳の記号番号」欄について
公害医療手帳の記号番号を記載すること。
 - (3) 「氏名」欄について
ア 診療を受けた者の氏名を記載すること。
イ 「1男 2女」欄は、該当する性別を○で囲むこと。
ウ 「1明 2大 3昭 4平 年生」欄は、該当する元号を○で囲み、生まれた年を記載すること。
 - (4) 「公害医療機関の所在地及び名称」欄について
公害医療機関である病院又は診療所の所在地及び名称を記載すること。
 - (5) 「疾病名」欄について
第一種地域に係る被認定者の場合、「(1)」の項においては、当該被認定者の認定疾病に該当する疾病名に付された記号を○で囲み、「(2)」以下の項には、当該診療報酬請求に係る診療の対象とした認定疾病の続発症名をすべて記載すること。
 - (6) 「診療開始日」欄について
「疾病名」欄に記載した疾病の診療開始日を当該疾病名を記載した項に記載すること。
認定疾病が複数ある場合は、「(1)」の項に認定疾病の記号と併せてそれぞれの認定疾病の

- 診療開始日を記載すること。
- (7) 「転帰」欄について
治癒した場合には「治癒」を、死亡した場合には「死亡」を、中止又は転医の場合には「中止」をそれぞれ○で囲むこと。
なお、「疾病名」欄の疾病名が複数ある場合は、「疾病名」欄の該当する番号を記載すること。
- (8) 「診療実日数」欄について
入院日数を記載すること。
他疾病を主として入院している場合には、認定疾病に係る療養を行った日数を数え付記すること。
- (9) 公害診療報酬明細書の点数表示欄について
公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法（平成4年5月29日環境庁告示第40号。以下「公害診療報酬告示」という。）別表「第1章公害疾患特掲診療費第2入院料」及び「第3章その他の診療報酬1薬剤料、特定保険医療材料料及び放射性粒子、酸素その他の材料の費用」については、「（1点10円）点」欄に点数を記載すること。「第3章その他の診療料2その他」については、「（1点12円）点」欄に点数を記載すること。
- (10) 「㊟注射」欄について
注射の手技料を算定した場合は、注射の種類を記して回数及び注射の手技料に係る点数を記載すること。薬剤料、特定保険医療材料料については、薬剤の項に回数及び点数を記載し、その内訳については、「摘要」欄に所定単位当たりの使用薬剤の薬名、使用量及び回数等を記載すること。
- (11) 「㊟画像診断」欄について
画像診断に当たって薬剤、特定保険医療材料料を使用した場合は、「フィルム等」の項に回数及び点数を記載すること。
- (12) 「㊟入院」欄について
ア 「入院基本料・加算」の項には、入院基本料に係る1日当たりの所定点数（入院基本料及び入院基本料等加算の合計。なお、入院期間に関わらず、診療報酬の算定方法（平成18年3月厚生労働省告示第92号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）第1章第2部の例によること。）及び日数を「 × 日間」の項に記載し、それらに乗じて得られる点数の合計を「（1点12円）点」の欄に記載すること。ただし、入院基本料が月の途中で変更した場合はそれぞれの所定点数と日数について同様に記載すること。
なお、入院基本料と入院基本料等加算を区分して、同様に記載することも差し支えない。
- イ 「公害入院療養指導料」の項は、入院患者に対して指定疾病に関する計画的な医学管理を継続して行い、かつ、栄養、安静、運動、日常生活その他在宅療養上必要な指導を行った場合に、その所定点数を算定すること。
公害入院療養指導料の点数が月の途中で変更した場合は、公害診療報酬告示別表第1章の第2の1の（1）に掲げる入院の日から起算した期間によって定まる1日当たり所定点数及び日数をそれぞれ「 × 日間」の項に記載し、それらに乗じて得られる点数の合計を「（1点10円）点」の欄に記載すること。
- ウ 「清浄空気室管理料」の項は、入院患者を当該室に収容した日数及び点数を記載すること。
- エ 「その他」の項は、特定入院料等を算定した場合にその点数（入院期間に関わらず医科点数表第1章第2部の例によること）を「（1点12円）点」欄に記載すること。また、「（1点12円）点」の欄に記載した診療に使用した薬剤等の点数を「（1点10円）点」の欄に記載すること。
- (13) 「小計」欄について
ア 「①」欄には、「（1点12円）点」の枠に記載された点数の合計を記載すること。
イ 「②」欄には、「（1点10円）点」の枠に記載された点数の合計を記載すること。
- (14) 「㊟食事」欄について
「基準」の「 円× 回」の項には、入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活

療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年3月厚生労働省告示第99号）別表食事療養及び生活療養の費用額算定表の第一食事療養（以下「食事算定表」という。）の食事療養に係る1食当たりの所定金額及び食事療養を行った回数を記載し、それらに乗じて得られる額を右側の「円」の項に記載すること。

なお、特別食加算を算定した場合には、「特別」の「円×回」の項に、食事算定表の1食当たりの所定金額及び特別食を行った回数を記載し、食堂加算を算定した場合には、「食堂」の「円×日間」の項に、食事算定表の1日当たりの所定金額及び日数を記載し、それぞれについて、それらに乗じて得られる額を右側の「円」の項に記載すること。

「③」欄は、食事療養に係る金額の合計を記載すること。

なお、食事療養に係る金額の合計に1.2を乗じた金額は「⑥」欄に記載するので注意すること。

(15) 「摘要」欄について

老人保健法に基づく医療に要する給付等と公害健康被害の補償等に関する法律に基づく療養の給付との調整について（通知）（平成10年3月31日老健第70号・保険発第51号）が適用される場合は、調整に係る包括点数の名称を記載すること。

(16) その他

前述の記載事項を記載するほか、各項目に係る記載の方法、内訳等については、厚生労働省記載要領通知別紙1のⅡの第3の1及び2に示された相当する項目の記載要領によること。

3 公害診療報酬明細書（入院外）の記載上の注意事項は次のとおりであること。

(1) 「平成 年 月分」欄、「公害医療手帳の記号番号」欄、「氏名」欄、「公害医療機関の所在地及び名称」欄、「疾病名」欄、「診療開始日」欄及び「転帰」欄の記載上の注意事項は、2の(1)から(7)によること。

(2) 「診療実日数」欄について

診療を行った日数を記載すること。

なお、在宅患者訪問看護・指導料等を算定した日に医師の診療が行われない場合も診療実日数として数え記載すること。その際、「摘要」欄に医師の診療が行われない日に算定された在宅患者訪問看護・指導料等の名称を記載すること。

(3) 公害診療報酬明細書の点数表示欄について

公害診療報酬告示別表「第1章公害疾患特掲診療費第1診察料」及び「第3章その他の診療報酬1薬剤料、特定保険医療材料及び放射性粒子、酸素その他の材料の費用」については、「(1点10円)点」欄に点数を記載すること。「第3章その他の診療料2その他」については、「(1点15円)点」欄に点数を記載すること。

(4) 「⑬医学管理」欄について

ア 「公害相談」の項には、公害疾患相談料を算定した場合にその回数及び点数を記載すること。

イ 「公害外来療養指導」の項には、

(ア) 公害外来療養指導料を算定した場合にその所定点数を記載すること。

(イ) 居宅において療養を行っている患者に対して、ネブライザー又は超音波ネブライザーを使用した場合の加算（以下「ネブライザー加算」という。）を算定した場合は、当該加算を算定した点数を記載し、「摘要」欄に⑬の記号を表示すること。

(ウ) 公害診療報酬告示別表第1章公害疾患特掲診療費第1診察料の2の注6ただし書の規定により公害外来療養指導料とみなされる指導料等を算定した場合においてネブライザー加算を算定した場合は、当該加算の点数のみを記載し、当該加算の基となる指導料等の点数については、「⑬医学管理」欄の「その他」の項又は「⑭在宅」欄の「その他」の項に記載すること。また、ネブライザー加算を算定した場合にあっては、「摘要」欄に⑬の記号を表示すること。

ウ 「その他」の項には、医科点数表第2章第1部の例により算定した場合にその記号、回数及び点数を記載すること。

(5) 「⑯注射」欄について

皮下筋肉内注射及び静脈内注射を行った場合は、「⑯ 皮下筋肉内」及び「⑰ 静脈内」の項に、その他の注射を行った場合は、「⑱ その他」の項に、注射の種類を記して、それぞれ回数

及び注射料に係る点数を記載すること。薬剤料、特定保険医療材料料については、「㊸ 薬剤」の項にそれぞれ回数及び点数を記載し、その内訳については、「摘要」欄に所定単位当たりの使用薬剤の薬名、使用量及び回数等を記載すること。なお、注射の手技料を包括する点数を算定するに当たって、併せて当該注射に係る薬剤料を算定する場合は「㊸ 薬剤」の項及び「摘要」欄に同様に記載すること。

(6) 「㊸その他」欄について

リハビリテーション料を算定した場合は、中段に当該項目、算定単位数及び合計点数を記載するとともに、「摘要」欄に実施日数を記載すること。また、精神科専門療法を算定した場合は、中段に当該項目、回数及び合計点数を記載すること。

(7) 「摘要」欄について

ア 公害健康被害の補償等に関する法律に係る処理基準について（平成13年5月24日環保企第587号）の第5章第6の2に基づき、療養手当の請求に係る療養日数を証明する書類として、公害診療報酬明細書が利用される場合があるので、訪問看護指示料を算定した明細書については、「診療実日数」欄に係る診療を行った日の日付をすべて記載すること。この場合、1～31の数字を記載し、日付を○で囲むことによって日付の記載に代えても差し支えないこと。

イ 老人保健法に基づく医療に要する給付等と公害健康被害の補償等に関する法律に基づく療養の給付との調整について（通知）（平成10年3月31日老健第70号・保険発第51号）が適用される場合は、調整に係る包括点数の名称を記載すること。

(8) その他

2の(16)によること。

II 公害調剤報酬請求書及び公害調剤報酬明細書に関する事項

薬局たる公害医療機関の診療報酬の請求については、公害調剤報酬請求書に公害調剤報酬明細書を添えて行うものであること。

第1 公害調剤報酬請求書（様式第三号）については、次により取り扱われたいこと。

(1) 「平成 年 月分」欄について

調剤の行われた年月を記載すること。

(2) 「件数」欄について

公害調剤報酬明細書の件数の合計を記載すること。

(3) 「金額」欄について

公害調剤報酬明細書の「合計」欄の「㊸」欄の請求金額の合計を記載すること。

(4) 「平成 年 月 日」欄について

公害調剤報酬請求書を提出する年月日を記載すること。

(5) 「薬局コード」欄について

厚生労働省記載要領通知別添2第4によりそれぞれの薬局について定められた薬局コード7桁を記載すること。

(6) 「公害医療機関の所在地 名称」欄について

公害医療機関である薬局の所在地及び名称を記載すること。

(7) 「開設者の氏名又は名称」欄について

薬局開設者の氏名又は名称を記載すること。

(8) 「都道府県知事（市長）殿」欄について

自治体名を次の例にならい記載すること。

（例） ○○県知事殿、○○市長殿、○○区長殿

第2 公害調剤報酬明細書（様式第四号）の記載上の注意事項は次のとおりであること。

(1) 「平成 年 月分」欄について

調剤の行われた年月を記載すること。

(2) 「公害医療手帳の記号番号」欄について

公害医療手帳の記号番号を記載すること。

- (3) 「氏名」欄について
- ア 処方せんに記載された患者の氏名を記載すること。
 - イ 「1男 2女」欄は、該当する性別を○で囲むこと。
 - ウ 「1明 2大 3昭 4平 年生」欄は、該当する元号を○で囲み、生まれた年を記載すること。
- (4) 「公害医療機関の所在地及び名称」欄について
公害医療機関である薬局の所在地及び名称を記載すること。
- (5) 「病院又は診療所の所在地及び名称」欄について
処方せンを発行した医師が医療に従事する病院又は診療所の所在地及び名称を処方せんに基づいて記載すること。
- (6) 「処方せンを交付した医師の氏名」欄について
処方せンを交付した医師の氏名を記載すること。
- (7) 「処方せん受付回数」欄について
調剤基本料算定に係る処方せん受付回数を記載すること。
- (8) 「処方」欄について
所定単位（内服薬にあつては1剤1日分、内服用滴剤、屯服薬、注射薬及び外用薬にあつては1調剤分）ごとに、調剤した医薬品名、用量（処方せんにおいて1日用量による記載でないものにあつては1回用量及び1調剤分の投薬全量）、剤型及び用法を記載し、次の行との間を線で区切ること。
- (9) 「調剤報酬点数」欄について
「加算料」欄には調剤料に対応する加算を記載すること。したがって、調剤基本料に対応する加算点数は本欄には記載しないこと。
- (10) 「小計」欄について
- ア 「④」欄には、調剤料の点数の合計を記載すること。
 - イ 「⑤」欄には、薬剤料の点数の合計を記載すること。
 - ウ 「⑥」欄には、調剤料に対応する加算料の点数の合計を記載すること。
- (11) 「① 調剤基本料」欄について
調剤基本料に処方せん受付回数を乗じた点数を記載すること。
- (12) 「②時間外等加算」欄について
調剤基本料に係る時間外加算、休日加算、深夜加算又は時間外加算の特例について、上欄に記号を、下欄に加算点数を記載すること。
- (13) 「③薬学管理料」欄について
薬学管理料及び薬学管理料に対応する加算について、上欄に記号と回数を、下欄に合計点数を記載すること。
- (14) 「合計」欄について
「⑦」欄には、薬剤料以外の点数の合計を記載し、「⑧」欄にはその合計点数に15を乗じて得られる額を記載すること。
「⑨」欄には、「⑤」欄の点数（薬剤料の点数の合計）に10を乗じて得た額を記載すること。
「⑩」欄には、「⑧」欄と「⑨」欄の合計を記載すること。
- (15) その他
前述の記載事項を記載するほか、各項目に係る記載の方法、内訳等については、厚生労働省記載要領通知別紙1のIVの第2の1及び2に示された相当する項目の記載要領によること。

III 公害訪問看護報酬請求書及び公害訪問看護報酬明細書に関する事項

公害訪問看護報酬を請求しようとするときは、訪問看護ステーション等（公害健康被害の補償等に関する法律施行規則（昭和49年総理府令第60号）第16条第1号に規定する訪問看護ステーション等をいう。）ごとに公害訪問看護報酬請求書に公害訪問看護報酬明細書を添えて行うものであること。

第1 公害訪問看護報酬請求書（様式第五号）の記載上の注意事項は、次のとおりであること。

- (1) 「平成 年 月分」欄について

- 訪問看護の行われた年月を記載すること。
- (2) 「件数」欄について
公害訪問看護報酬明細書の訪問看護に係る訪問看護報酬請求件数の合計を記載すること。
- (3) 「金額」欄について
公害訪問看護報酬明細書の「合計」欄の「⑥」欄の請求金額の合計を記載すること。
- (4) 「平成 年 月 日」欄について
当該請求書を提出する年月日を記載すること。
- (5) 「ステーションコード」欄について
健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者にあつては、老人訪問看護療養費・訪問看護療養費請求書等の記載要領について（平成18年3月30日保医発0330008号。以下「訪問看護記載要領通知」という。）別添1により、それぞれのステーションについて定められたステーションコード七桁を記載すること。なお、その他の事業者にあつては記載を要しない。
- (6) 「公害医療機関の所在地 名称」欄について
公害医療機関である訪問看護ステーション等の所在地及び名称を記載すること。
- (7) 「開設者の氏名又は名称」欄について
事業者の氏名又は名称を記載すること。
- (8) 「都道府県知事（市長）殿」欄について
自治体名を次の例にならぬ記載すること。
(例) ○○県知事殿、○○市長殿、○○区長殿

第2 公害訪問看護報酬明細書（様式第六号）については、次により取り扱われたいこと。

1 公害訪問看護報酬明細書の記載に関する一般的事項

同一の訪問看護の利用者が訪問看護の終了した月に再度訪問看護の利用を開始した場合においても、1枚の明細書にまとめて記載すること。

2 公害訪問看護報酬明細書（様式第六号）の記載上の注意事項は次のとおりであること。

- (1) 「平成 年 月分」欄について
訪問看護の行われた年月を記載すること。
- (2) 「公害医療手帳の記号番号」欄について
公害医療手帳の記号番号を記載すること。
- (3) 「氏名」欄について
ア 訪問看護を受けた者の氏名を記載すること。
イ 「1男 2女」欄は、該当する性別を○で囲むこと。
ウ 「1明 2大 3昭 4平 年生」欄は、該当する元号を○で囲み、生まれた年を記載すること。
- (4) 「公害医療機関の所在地及び名称」欄について
公害医療機関である訪問看護ステーション等の所在地及び名称を記載すること。
- (5) 「心身の状態」欄について
訪問看護の利用者の心身の状態を記載するものとし、特にその日常生活活動能力（ADL）の状態、認定疾病との関係が明らかになるよう具体的に記載すること。
また、当該月における動脈血酸素分圧または動脈血酸素飽和度のデータを記載すること。
- (6) 「訪問開始年月日」欄について
当該訪問看護を開始した年月日を記載すること。
- (7) 「訪問終了年月日時刻」欄について
当該訪問看護を終了した年月日及び最後に訪問した時刻を記載すること。
- (8) 「実日数」欄について
当該月における訪問看護を行った日数を記載すること。なお、同一日に2回以上訪問看護を行った場合であっても、1日として記載すること。
- (9) 「訪問終了の状況」欄について

症状の軽快により訪問看護を必要としなくなった場合は「1 軽快」の、介護老人保健施設等に入所した場合は「2 施設」の、保険医療機関等に入院した場合は「3 医療機関」の、死亡した場合は「4 死亡」のそれぞれの番号を○で囲むこと。また、上記に該当しない場合は「5 その他」の番号を○で囲み、その内容を括弧内に記載すること。

(10) 「死亡時刻」欄について

訪問看護ターミナルケア療養に係る費用を算定した場合、死亡年月日及び時刻を記載すること。

(11) 「指示期間」欄について

ア 当該訪問看護に係る主治医の交付した最新の訪問看護指示書の指示有効期間を示す年月日を記載すること。

なお、指示年月日の記載がない場合は、指示書の有効期間を交付後1月とみなすこと。

イ 特別訪問看護指示書の交付を受けた場合は、「(特別指示期間)」欄に特別指示の有効期間を示す年月日を記載すること。

なお、請求を行う月の前月に特別訪問看護指示書の交付を受け、当該請求月においても引き続き当該特別訪問看護指示書に基づく訪問看護を実施した場合にあっては、前月に特別訪問看護指示があった年月日についても「(特別指示期間)」欄に記載すること。

(12) 「主治医の属する医療機関の名称」欄について

当該訪問看護に係る訪問看護指示書を交付した医師の所属する保険医療機関等の名称を記載すること。

(13) 「主治医の氏名」欄について

当該訪問看護に係る訪問看護指示書を交付した医師の氏名を記載すること。

(14) 「㊸基本療養」欄について

ア 「㊹」欄について

保健師、看護師、理学療法士又は作業療法士が週3日までの訪問看護を行った場合は、訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法(平成18年3月厚生労働省告示第102号。以下「訪問看護告示」という。)別表の1のイの(1)の(一)に掲げる1日当たりの訪問看護基本療養費の額(特別地域訪問看護加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の1の注6に掲げる加算額を加算した額)及び当該月に訪問看護を行った日数を「円×日」の項に、これらに乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載し、週4日以降の訪問看護を行った場合は、行を改めて、訪問看護告示別表の1のイの(1)の(二)に掲げる1日当たりの訪問看護基本療養費の額(特別地域訪問看護加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の1の注6に掲げる加算額を加算した額)及び当該月において週4日以降の訪問看護を行った日数を「円×日」の項に、これらに乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載すること。

イ 「㊺」欄について

准看護師が週3日までの訪問看護を行った場合は、訪問看護告示別表の1のイの(2)の(一)に掲げる1日当たりの訪問看護基本療養費の額(特別地域訪問看護加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の1の注6に掲げる加算額を加算した額)及び当該月に訪問看護を行った日数を「円×日」の項に、これらに乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載し、週4日以降の訪問看護を行った場合は、行を改めて、同告示別表の1のイの(2)の(二)に掲げる1日当たりの訪問看護基本療養費の額(特別地域訪問看護加算を算定した場合は、同告示別表の1の注6に掲げる加算額を加算した額)及び当該月において週4日以降の訪問看護を行った日数を「円×日」の項に、これらに乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載すること。

ウ 「㊻」欄について

末期の悪性腫瘍等の利用者又は特別訪問看護指示書が交付された者に対して、必要に応じて1日に2回訪問看護を行った場合は、訪問看護告示別表の1の注4に掲げる難病等複数回訪問加算の額及び当該月において複数回訪問した日数を「円×日」の項に、これらに乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載し、1日3回以上訪問看護を行った場合は、行を改めて同様に記載すること。

エ 月の途中で、利用者の住所変更等の理由により加算の算定の有無に異動があった場合には、項目を縦に二分し、それぞれの場合について、算定額、当該月に訪問看護を行った日数およびこれらに乗じて得た額を記載すること。

- オ 同一の訪問看護において複数の者が行った場合は、いずれか1人の者についてのみ1日として記載すること。
- カ 「⑭」欄について
緊急時訪問看護加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の1の注7に掲げる緊急時訪問看護加算の額及び当該月において訪問した日数を「円×日」の項に記載し、これら乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載すること。
- キ 「①」欄には、基本療養に係る金額の合計を記載すること。
- (15) 「訪問日」欄について
ア 基本療養費を算定した場合は、訪問看護を行った日について該当する日付を○で囲むこと。ただし、特別訪問看護指示書に基づき訪問看護を行った場合は、該当する日付を△で囲むこと。
イ 訪問看護を行った日について、1日に2回以上訪問を行った場合は、その日付を◎で囲むこと。
- (16) 「⑳管理療養」欄について
ア 「㉑管理療養費」の項には、月の初日の訪問の場合は、「円+円×日」の項の左側の「円+」の項に訪問看護告示別表の2のイに掲げる訪問看護管理療養費の額を記載すること。
イ 月の2日目以降の訪問の場合は、アの記載に加え、「円×日」の項に訪問看護告示別表の2のロに掲げる1日当たりの訪問看護管理療養費の額及び訪問した日数から1を引いた日数を記載すること。
ウ 右側の「円」の項には、ア及びイにより計算した合計金額を記載すること。
エ 「㉒管理療養費の加算」の項には、当該月に算定した、訪問看護告示別表の2の注2に掲げる24時間連絡体制加算及び同注3に掲げる重症者管理加算の額の合計を左側の「円」の項の1行目に記載し、同注4に掲げる地域連携退院時共同指導加算の額については行を改めて同様に記載し、加算の内容を次のとおり記載すること。
(ア) 24時間連絡体制加算を算定した場合は、「㉓-24」と記載すること。
(イ) 重症者管理加算を算定した場合は、「㉔-重症」と記載すること。
(ウ) 地域連携退院時共同指導加算を算定した場合は、「㉕-退院」と記載すること。
- (17) 「㉖情報提供療養」欄について
当該月において、当該訪問看護の利用者の居住する市(区)町村等に対して利用者に関する訪問看護の状況等の情報を提供した場合に、訪問看護告示別表の3に掲げる訪問看護情報提供療養費の額を記載し、「提供した情報の概要」欄にその内容を、「情報提供先の市(区)町村等の名称」欄には、利用者の居住する市(区)町村等の名称をそれぞれ記載すること。
- (18) 「㉗ターミナルケア療養」欄について
訪問看護を前月に行った利用者であって当該月に在宅で死亡した者に対し、その死亡前24時間以内にターミナルケアを行った場合に、訪問看護告示別表の4に掲げる訪問看護ターミナルケア療養費の額を記載し、「死亡時刻」欄に死亡年月日及び時刻も併せて記載すること。
- (19) 「合計」欄について
ア 「⑤」欄には、「基本療養」欄の「①」欄の金額、「管理療養」欄の「②」欄の金額、「情報提供療養」欄の「③」欄の金額及び「ターミナルケア療養」欄の「④」欄の金額を合計した額を記載すること。
イ 「⑥」欄には、「⑤」欄の金額に1.5を乗じて得られる額を記載すること。
- (20) その他
前述の記載事項を記載するほか、各項目に係る記載の方法、内訳等については、訪問看護記載要領通知別紙のⅡの第2の相当する項目の記載要領によること。